

第18回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月29日（金）午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員（16名）

会長 7番 霜島 勝範

会長職務代理者 13番 丸山 光浩

委員 1番 内田 芳昭 2番 丸山 嘉之 3番 竹田 賢一

4番 鹿島 幸一 5番 石川 道夫 6番 竹内 則孝

8番 池上 裕子 9番 関原 正晴 10番 生井 一広

11番 高橋 敏明 12番 白石 英一 14番 標澤 忠信

15番 田地野 賢一 17番 吉尾 正治

4. 欠席委員（1名） 16番 横尾 一弘

5. 提出議題

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第28号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 大沢 光紀 係長 杉本 孝之 主事 吉川 俊輝

7. 会議の概要

次 長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、16名です。
それでは、霜鳥会長、お願いします。

会 長 皆さんお疲れ様です。
猛暑が続いておりますが、まもなく稲刈り作業が本格化する時期を迎えます。委員の皆様には事故に充分注意しながら作業を実施していただくようお願いいたします。
8月は、4日に農業委員会活動推進研修会へ丸山職務代理、内田農地部会長と出席、8月18日に、第113回常設審議委員会へ出席してきました。
本日は、総会終了後に合同農地パトロール報告会がありますので、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。それでは議事に入ります。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第18回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。9番の関原 正晴（せきはら まさはる）委員、10番の生井 一広（なまい かずひろ）委員よろしくをお願いします。
本日の議題は、報告事項が3件、議案が2件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、
報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第28号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
以上、報告事項3件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ目の報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
7月に届出がありました合意解約は、1件です。
解約後の状況につきましては、賃貸借から売買による所有権移転への切り替えということであり、本件につきましては、今月の議案に上程されております。

次に2ページ、報告第28号 農地転用事実確認証明等報告について、です。7月につきましては、農地転用事実確認が1件と、法務局からの農地の転用の事実に関する照会が10件です。

はじめに農地転用事実確認の1番ですが、令和6年に農地法4条の許可を受けましたが、地目変更の手続きがされなかったものです。

つづきまして、法務局からの農地の転用の事実に関する照会についてですが、2番については、昭和62年に農地法5条の許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。

3番から11番については、それぞれ長期にわたりこれまで農地として利用されていない農地であり、これまでの経緯や周囲の状況などから農地としての復旧が難しく、今後も農地としての利用が見込めないことを確認いたしました。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しており、その結果について法務局へ報告済みであります。

次に7ページ、報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

事務局 7月の届け出は、相続件数は9件、新たなあっせん希望はありませんでした。
以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、報告事項3件は、ご了承いただきたいと思います。
次に、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請については、8ページをご覧ください。
今月の許可申請は、3件です。

1番については、申請地は大字二俣地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：1,906㎡、
です。

位置図は、資料No.3 15ページをご覧ください。

譲受人は申請地からほど近い場所に居住しており、また、申請地に隣接する譲渡人所有の空き家に新たに居住する外国籍の女性と共同で耕作する意向があるとのこと。そこで双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

なお、当該譲受人は妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、担当農業委員、推進委員、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、先述の通りであり、農地取得後は、パーマカルチャー農法という化学肥料を極力使用せず、雑草と農作物を共生させる農法を行い、その作物を販売していきたい意向であり、今回に至ったとのこと。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、自宅からほど近い農地で耕作管理しやすい状況になることを確認したことから、農法の性質上、害虫の発生や近隣地への雑草の拡大などが発生し得るため、十分な対策を施すよう指導したうえで、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として8月総会に議案を上程することで全員同意をいただいたものです。

2番については、申請地は大字除戸地内、登記地目：田が1筆、登記地積：1,089㎡です。

位置図は、資料No.4 16ページをご覧ください。

申請地は、譲受人が借り受けて耕作をしている農地であり、利便性の良いことに加え、自身で耕作が困難である譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は高柳一丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：143㎡です。

位置図は、資料No.5 17ページをご覧ください。

譲受人は譲渡人の転出に伴い、譲渡人の現住居に入れ替わりで居住する予定であることから、隣接する申請地にて自家消費用の野菜を栽培したい意向であったため、双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、3件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委 員 1 番について説明します。8 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

2 番について説明します。8 月 19 日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

3 番について説明します。8 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第 39 号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は、許可することに決定しました。

次に、議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を上程します。
議案第 40 号のうち、5 番については、農業委員会法第 31 条の「議事参与の制限」にかかる案件です。最初に、5 番を除く 1 番から 4 番までの 4 件を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、9 ページをご覧ください。

今月の許可申請は、5 件です。

1 番です。

申請地は、大字吉木地内、登記地目：田が 2 筆、登記地積 133 m²です。

位置図は、資料 No.6 18 ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他 2 種に該当するものと思われます。

譲渡人と譲受人は親と子の関係であり、申請地に使用貸借権を設定し、住宅等の整備を希望しています。

2 番です。

申請地は、関川町一丁目地内、登記地目：田が 2 筆、登記地積 223.06 m²です。

位置図は、資料 No.7 19 ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法による用途地域 第 1 種住居地域に指定されていることから第 3 種農地です。

譲受人は、申請地を売買により取得し、事務所の整備を希望しています。

事務局 3番です。
申請地は、石塚町2丁目地内、登記地目：畑が2筆、登記地積158㎡です。
位置図は、資料№.8 20ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、都市計画法による用途地域 第1種住居地域に指定されていることから第3種農地です。
譲受人は、申請地を贈与により取得し、駐車場の整備を希望しています。

4番です。
申請地は、経塚町地内、登記地目：畑が1筆、登記地積3.3㎡です。
位置図は、資料№.9 21ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、都市計画法による用途地域 第1種中高層住居専用地域に指定されていることから第3種農地です。
譲渡人と譲受人は親戚同士の関係であり申請地に使用貸借権を設定し、駐車場の整備を希望しています。

議長 続きまして、担当委員の説明について、1番から4番については、委員よりお願いします。

委員 1番について説明します。8月27日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
2番について説明します。8月27日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
3番について説明します。8月27日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
4番について説明します。8月27日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第40号のうち、1番から4番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、のうち、1番から4番を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号のうち、1番から4番は、許可することに決定しました。

続きまして、同じく議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、のうち、5番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、のうち、5番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

5番です。

申請地は、大字窪松原・大字三ツ俣地内、登記地目：田が36筆、登記地積24,703.30㎡、畑が13筆、登記地積2,806.56㎡です。

位置図は、資料No.10 22ページをご覧ください。

申請地は、農振農用地ですが、3年以内の期間の一時的な転用で、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものに該当することから、許可できる案件であります。

用地の選定にあたっては、地権者と合意済の当該地が選定されていることから、適地と判断しました。

譲受人は、申請地に賃借権を設定し、許可日以後から令和10年3月31日までの間、公共工事等に伴い発生した残土を使用した、圃場整備地として一時転用での使用を希望しています。

また、本案件は、許可面積が3,000㎡を超えるため、本総会で許可相当の議決を賜った場合には、9月の新潟県農業会議の常設審議委員会に諮問する案件であることを申し添えます。

以上、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明について、委員よりお願いします。

委員

5番について説明します。7月31日に農地部会による現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

それでは、議案第40号のうち、5番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、のうち、5番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号のうち、5番は、許可することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第18回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 霜 鳥 勝 範

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和7年8月29日

議 長

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印